

1. 件名：火災防護審査基準改定に係る申請手続きに関する面談
2. 日時：令和元年12月5日（木） 10時30分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

（規制企画課火災対策室）

北嶋補佐、日野原子力規制専門員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 補修管理グループ マネジャー 他2名

四国電力株式会社：

原子力部核物質・工事グループ 副リーダー 他1名

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力設備 Gr 副長 他1名

#### 5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社から、資料に基づき許可申請が不要であると判断したこと及び申請時期及び審査スケジュールについて説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、既許可申請書本文の基本設計に係る記載事項を変更する場合には、法に基づき当然に設置変更許可申請が必要とされること、また、緊急時対策棟等の工事工程や工認上の手当の方法等を踏まえ、BF対応の全体的なスケジュールを説明するよう伝えた。
- (3) 関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

#### 6. 配布資料

- ・火災防護審査基準改定に係る申請手続きについて

以上